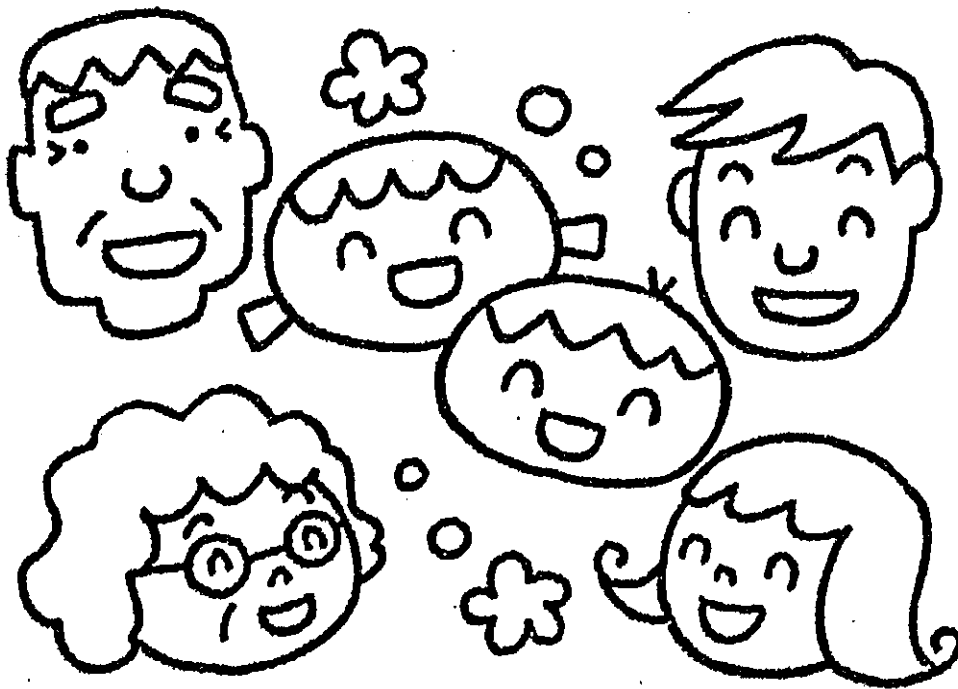


子育て ガイドブック



狛江市児童青少年部
子育て支援課

はじめに

少子化・核家族化により、子どもと家庭がより豊かな環境のもとで子育てができるよう社会的支援が必要とされています。市では児童の健全育成と子育て支援などをまとめた「子育てガイドブック」を作成しました。

今後も地域の様々な子育てニーズに対応できるよう、施策の充実に努めるとともに、子育て支援に少しでもお役にたつことができれば幸いです。

平成20年11月

狛江市役所

電話 03-3430-1111

あいとぴあセンター

(健康支援課) 電話 03-3488-1181

狛江市社会福祉協議会

電話 03-3488-0294

も く じ

◇妊娠・出産された方に

楽しい子育ての第一歩は友達づくりから	1、2
わいわいキッズクラブ・ことばの相談	3
各種予防接種	4
休日診療・24時間医療機関案内	5
おぼえておこうこんなとき	6
家の中の事故・家の外での事故	7、8
児童手当等一覧・各種医療費助成制度	9、10
ひとり親家庭ホームヘルプサービス・生活資金の貸付	11

◇幼稚園について

狛江市内私立幼稚園	12
-----------	----

◇保育園について

保育園	13
保育所入所基準・申込手続	14
狛江市児童保育所運営費徴収金基準表（保育料）	15、16
保育園案内図	17

◇保育サービス

認証保育サービス	18
市内保育室	19
民間の保育サービス	20
狛江すこやか病児保育室	21、22
一時保育	23、24
家庭福祉員（保育ママ）	25
子どもショートステイ	26
育児支援ヘルパー派遣事業	27
学童保育所の施設開放「あそびの広場」	28
狛江市子ども家庭支援センター たんぽぽ	29、30
ファミリー・サポート・センター 市民協働で子育て支援	31
岩戸児童センター	32
和泉児童館	33

◇学童クラブについて

学童クラブ	34、35
学童保育所	36
小学生クラブ	37
放課後クラブ	38
学童クラブ案内図	39
子どもフリープレイ・新子どもフリープレイ・地域交流	40

◇その他の育児支援について

心身に障がいのある児童・生徒の地域活動推進事業	41
あいとびあ子ども発達教室 ”ばる”・子どもの発達相談	42
児童相談所ってどんなところ？	43
「地域福祉のアドバイザー」民生・児童委員にご相談を	44
民生委員児童委員一覧	45

◇市内の公園について

市内児童遊園・都市公園	46
市内児童遊園・都市公園マップ	47

楽しい子育ての第一歩は友達づくりから

妊娠から出産の母子健康の立場からさまざまな子育て支援事業を行っています。

ママパパ学級

3日間コースで妊婦体操や赤ちゃんのお風呂の入れ方などを学びます。

〔対 象〕 第1子を妊娠中の方（できれば妊娠5～6か月頃）とお父さんになられる方

〔内 容〕 1回目・・・助産師の話、妊婦体操、妊娠中の生活など

2回目・・・先輩ママの話、管理栄養士の話

3回目・・・赤ちゃんの沐浴、パパのための妊婦体験

〔利用方法〕 健康支援課（あいとぴあセンター内）窓口又は電話で申し込みください。



妊婦歯科健診

すべての妊婦さんのための健診、ブラッシング指導です。

できれば妊娠中期にお受けください。歯科医師、歯科衛生士が担当します。

〔利用方法〕 健康支援課（あいとぴあセンター内）窓口又は電話で申し込みください。

妊婦訪問

妊婦で訪問を希望される方に、保健師又は助産師が訪問し相談に応じます。

〔対 象〕 妊婦

〔内 容〕 妊娠中の心と体に関する相談など。

〔利用方法〕 妊娠届などで希望される方に、事前に訪問者より連絡します。

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全員のお宅に、助産師・保健師が訪問し相談に応じます。

〔対 象〕 生後4か月までの赤ちゃんのいる全てのご家庭

〔内 容〕 子育てに関する相談（体重を計ったり、母乳相談もできます。）や地域の情報をお知らせします。

お母さん・お父さん自身の相談も行います。

〔利用方法〕 事前に訪問者より連絡をします。



育児学級

赤ちゃんの離乳食について学びます。

また、民生委員・児童委員の協力を得て、受講中は保育も行っています。

〔対 象〕 第1子目（生後4～6か月頃）の保護者25人

〔内 容〕 離乳食開始前の赤ちゃんのお母さんに離乳食について管理栄養士がお話します。あわせて保健師の保育についての話もあります。

〔利用方法〕 BCG 予防接種時に申し込むか、健康支援課（あいとぴあセンター内）窓口又は電話で申し込みください。

母と子の“歯”の健康教室

お母さんとお子さんの歯科健診・お手入れについて勉強します。(年6回)

〔対 象〕 6か月～1歳未満のお子さんのいるお母さんとお子さん

〔利用方法〕 市広報でお知らせしますので、健康支援課(あいとぴあセンター内)窓口か電話で申し込みください。

育児相談

子育てに関して、保健師・看護師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が個別に相談に応じます。

〔対 象〕 子育て中のお母さんなど

〔利用方法〕 市広報でお知らせしますので、開催日に直接来所してください。

3～4か月児健康診査

〔対 象〕 3～4か月児

〔内 容〕 身体計測、内科健診などの他、ご希望の方には保育、栄養、歯科の個別相談なども行います。

〔利用方法〕 対象者には個別通知及び市広報でお知らせします。

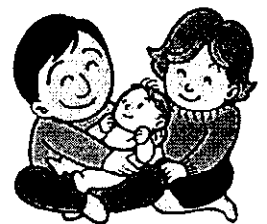
1歳6か月児健康診査

〔対 象〕 1歳6か月の幼児(1歳6か月～2歳未満)

〔内 容〕 身体計測、内科健診、歯科健診など。

ご希望の方には心理や保育、栄養、歯科相談を行います。

〔利用方法〕 対象者には個別通知及び市広報でお知らせします。



3歳児健康診査

〔対 象〕 満3歳～4歳未満の幼児

〔内 容〕 身体計測、歯科健診、視力検診、聴覚検診、内科健診などの他、ご希望の方には、心理や保育、栄養、歯科相談を行います。

〔利用方法〕 対象者には個別通知及び市広報でお知らせします。

幼児歯科健診

〔対 象〕 1歳～4歳の誕生日前までの幼児

〔内 容〕 むし歯予防教室…1歳～3歳までのお子さんのいる保護者の方を対象に、むし歯予防について歯科衛生士・管理栄養士がお話をします。
歯科健診・予防処置…定期的に健診を行い、歯科医師の指示により、予防処置を行います。(フッ素・と銀など)

〔利用方法〕 健康支援課(あいとぴあセンター内)窓口又は電話で申し込みください。

〔問い合わせ〕 健康支援課(あいとぴあセンター内)

電話 3488-1181

わいわいキッズクラブ

ふたご・みつごちゃんなどを育てているお母さんと子どもたちの交流の場です。

〔対 象〕

子どもと保護者、妊娠中の方もどうぞ！

〔内 容〕

月に1回集まって、子どもを遊ばせながら、情報交換などを行います。

〔利用方法〕

対象者には案内パンフレットを送付か手渡します。また、市広報で呼びかけますので、健康支援課（あいとぴあセンター内）窓口又は電話で申し込みください。



ことばの相談

〔対 象〕 おおむね4～5歳くらい（就学前まで）の発音について心配のあるお子さん

〔内 容〕 ことばの専門家（言語聴覚士）が相談にのります。

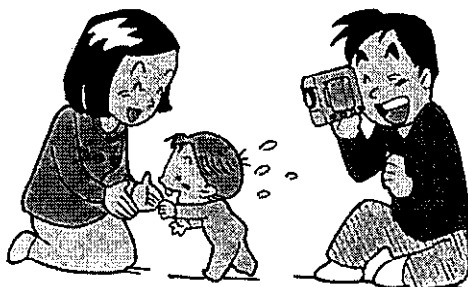
必要な場合は言語指導（訓練）も行います。

月1～2回、午後に行っています。

〔利用方法〕 健康支援課（あいとぴあセンター内）窓口又は電話で申し込みください

〔問い合わせ〕 健康支援課（あいとぴあセンター内）

電話 3488-1181



各種予防接種

赤ちゃんやお子さんを病気から守るために各種の予防接種を行います。

★ 〇歳未満とは、〇歳のお誕生日の前々日までです。★

集団予防接種

予防接種名	対象者	回数	標準的な接種期間(*1)	会場	実施月	受付時間
急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後3か月～90か月未満 (41日以上の間隔で2回服用)	2	生後3か月～18か月	あい と び あ セ ン タ ー	毎年6月・10月・2月	午後1時20分 ↓ 午後2時20分
BCG	生後6か月未満 * 病気の理由で6か月未満に接種 できない場合は、1歳未満児を対象 に公費制度があります。	1	生後3か月～		毎月1回	午前10時00分 ↓ 午前10時30分
予防票の送付時期	ポリオは、2回分を1回目の実施月の前月に送付します。 BCGは、生後3か月になる月に三種混合のお知らせと一緒に送付します。					

個別予防接種

予防接種名	対象者	回数	標準的な接種期間(*1)	会場	予防票の送付時期
三種混合 1期 ジフテリア (D) 百日せき (P) 破傷風 (T)	初回接種 生後3か月～90か月未満 (20日～56日までの間隔で3回)	3	生後3か月～12か月	個別予防接種実施医療機関で一年を通じて実施	生後3か月になる月にBCGのお知らせと一緒に送付します。 * 予防票は、初回接種3回分と追加接種1回分の4枚です。
	追加 生後3か月～90か月未満	1	初回接種終了後 12か月～18か月		
麻しん・風しん (*2) 麻しん・風しん 混合ワクチン	第1期 1歳～2歳未満	1	1歳になったら、できるだけ早く接種しましょう。		生後11か月になる月に麻しん・風しんを送付します。 第1期は、生後12か月になったらできるだけ早く接種しましょう。 第2期は5月に送付します。
	第2期 5歳～7歳未満で就学前の1年間	1	幼稚園・保育園の年長児		
	第3期 中学1年生相当	※平成20年度から5年間に限っての接種です。			
	第4期 高校3年生相当				
ジフテリア 2期 破傷風	11歳～13歳未満	1	11歳		年1回6月に送付します。 通知対象者:平成8年4月2日～平成9年4月1日生れ(小学校6年生)
日本脳炎	1期初回 生後6か月～90か月未満 (6日から28日の間隔で2回)	2	3歳		平成20年4月現在、積極的な接種の勧奨は控えております。 本人または保護者が特に希望する場合には、同意を得た上で、接種を行うことができます。 詳しくは、健康支援課またはかかりつけ医にご相談ください。
	1期追加 生後6か月～90か月未満 (1期初回終了後、概ね1年おき)	1	4歳		
	2期 9歳～13歳未満	1	9歳		

●個別接種は市内協力医療機関及び世田谷区・調布市などの協力医療機関で接種できます。

★ 狛江市では、経過措置として次の対象の方に、任意接種の公費負担をいたします。

対象年齢：2歳以上第2期対象前の方

- ① 麻しんまたは風しんにかかった場合で、他方の予防接種を希望する方
- ② 麻しんまたは風しんワクチンを受けた方で他方のワクチンを希望する方
- ③ 麻しん及び風しんの予防接種を受けていない方で予防接種を希望する方

期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日

接種医療機関：狛江市内の実施医療機関でお受けください。

〔問い合わせ〕健康支援課（あいとびあセンター内）

電話 3488-1181

休日・夜間診療

休日診療

〔診療日〕

日曜日・祝日・年末年始

〔場所〕

あいとぴあセンター2階

〔受付時間〕

午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

〔休日の問い合わせ〕（診療日の時間内のみ）

▽休日応急診療所

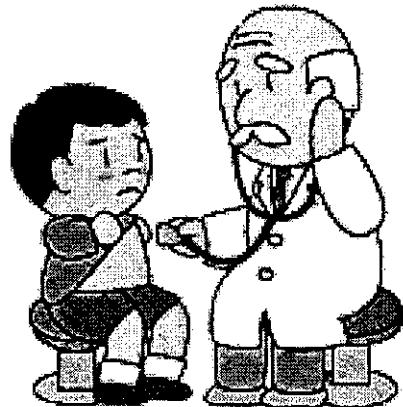
電話 3488-9121

▽休日歯科応急診療所

電話 3488-9171

▽休日診療薬局

電話 3488-1519



市内の夜間救急診療

東京慈恵会医科大学付属第三病院では、内科、外科ともに、毎日24時間体制をとっていますので、直接来院してください。入院患者の容態急変等の緊急事態がない限り診療を受けることができます。

電話 3480-1151（代表） 和泉本町4-11-1

小児初期救急平日夜間診療

東京慈恵会医科大学付属第三病院小児科では、平日夜間診療をしています。必ず事前に電話連絡し、保険証・医療証等を持参の上受診してください。

〔診療日時〕 月～金曜日 午後7時～9時30分（病院が指定した日を除く）

〔対象〕 0歳から15歳までの子ども

〔電話〕 3488-2061

〔場所〕 狛江・調布小児初期救急平日準夜間診察室

24時間医療機関 案内

▽狛江消防署

電話 3480-0119

▽東京消防庁救急相談センター

電話 042-521-2323、#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線から）

▽ひまわり

電話 5272-0303

インターネット <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

〔問い合わせ〕 健康支援課（あいとぴあセンター内）

電話 3488-1181

おぼえておこうこんなとき

◎救急車の呼びかた

けがや病気が重くて、救急車を呼ぶ必要があるときは、落ち着いて119番に電話をかけましょう。

■通じたら、次のように話しましょう

通じたら、一つずつ質問に答えます。

①「救急です」

火事か、救急かの区別をはっきり言います。

②住所、氏名をはっきり告げます。

救急車がどこへ行けばよいかをわかりやすく説明します。目印になるものを話してください。

③いつ、どこで、だれが（子どもの

年齢も）、どうしたのかを具体的に手短かに話します。

④救急車が到着するまでにすべき

処置があれば指示されますので、それに従います。

一人は必ず子どものそばについています。

助けてくれる人がいれば、外に出て曲がり角などに立ち、救急車を誘導します。

※例えば

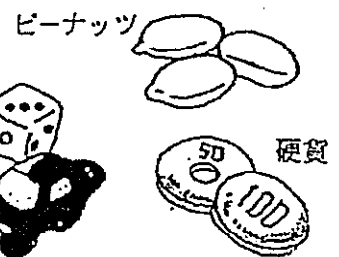
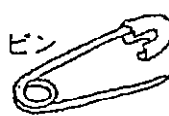
どのようにしてけがをしたのか、傷の状態はどうかを話します。また、どのようにして発病したのか、どんな症状かを話します。傷の状態はどうかを話します。



誤飲物の種類と危険度

ただちに病院	・強酸・強アルカリ（トイレ用洗剤、排水パイプ用洗剤、漂白剤） ・ナフタリン、ボタン電池 ・殺虫剤、除草剤 ・タバコ2cm以上
少量なら様子見る （なめた程度）	・パラジクロールベンゼン（タンスなどの防虫剤） ・シャンプー、リンス ・化粧品（少量のアルコールを含む香水、化粧水、ヘアーリキッドなど） ・台所用洗剤、シャボン玉の溶液
様子を見る	・乳液クリーム、口紅、クレヨン、クレパス、ベビーオイル ・シリカゲル（乾燥剤）、蚊取りマット、体温計の水銀、石けん

■子どもが口に入れないよう、気をつけるもの

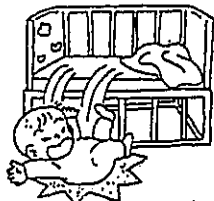


家の中の事故

家の中で起こる事故は、ふだんからの注意で防げるものが大部分です。比較的多い事故をあげてみましたので、月齢や年齢により、子どもの行動パターンを考えて、予防対策をたてていく必要があります。

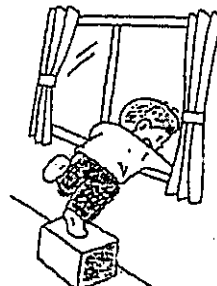
■寝室

- ・赤ちゃんがベッドから転落する
- ・子どもの上にもものが落ちてくる
(額、たんすの上においたものなど)



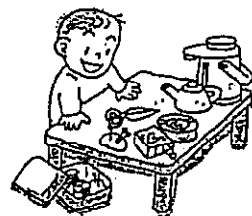
■窓・ベランダ

- ・外を見ていて、屋外へ転落する



■居間

- ・机の上のはさみや裁縫道具などで切ったり刺したりする
- ・灰皿のタバコや錠剤、ボタン電池など小さいものを飲み込む
- ・鏡台の化粧品を飲み込む
- ・ストーブなどでやけどをする



■玄関・階段・部屋の出入り口

- ・上がり口や階段から落ちる
- ・ドアに手をはさむ

■台所・食卓

- ・包丁やナイフなどで手を切る
- ・洗剤や薬品（清掃用など）を飲み込む
- ・熱いなべややかんをさわって、やけどをする
- ・やかんやポット（魔法瓶）などの熱湯をかぶってやけどをする
- ・特に気をつけたいのは、テーブルクロスのだれた端を引っ張りやすいこと。
テーブルの上から落ちてくるカップに入った熱い飲み物などでやけどしたり、割れたガラスでけがをしたりする

■洗濯場・洗面所・トイレ

- ・洗濯機をのぞき込んで落ちておぼれる



■浴室

- ・水を張った浴槽へ落ちておぼれる
- ・浴槽のふたの上に乗って、熱く沸いている浴槽へ落ちてやけどをする
- ・蛇口（湯の出る蛇口の根元は熱い）でやけどをする



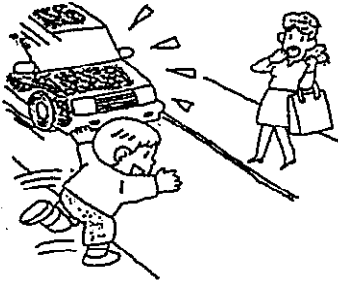
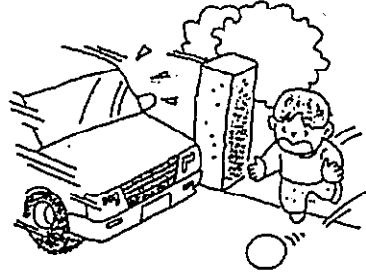
家の外での事故

外でどのような事故があるのでしょうか。多いのは、交通事故と水におぼれる事故です。家の近くで遊んでいるときでも目を離さないことが大切です。

子どもは遊びに夢中になっていると周囲には気がまわらないものです。近くにいる大人が気をつけてあげましょう。

■家の前の道路、駐車場

- ・ボールなどを追って飛び出す
- ・バックしている自動車の危険に気づかない
(公園が少ないのでつい遊び場にしがちだが、親の目の前でも交通事故は起こりうる)



■道路

- ・親の姿やおもしろいものを見るといきなりかけ出す(外を歩くとき、小さい子どもは必ず手をつなぐ。発達に応じて交通ルールを教える)
- ・マンホールのふたが開いていて、転落する

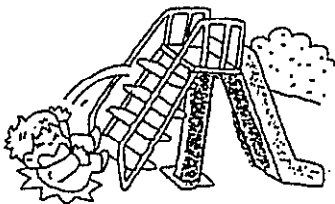
■自家用車

- ・急ブレーキで親が抱いているなどの場合は
車内に転落をしてけがをしないため、必ずチャイルドシートに座らせる



■ベビーカー・自転車

- ・ベビーカーに乗せる場合は転落を防止するために、必ず忘れずにベルトを閉めてそばを離れない
- ・自転車に乗せたままその場を離れない
- ・車輪に足をはさまれてしまう場合があるので、補助イスに必ず座らせる



■公園

- ・ブランコやすべり台など大型遊具で遊ばせる場合は
転落などのおそれがあるので、子どもからは目を離さないよう十分に注意をして遊ばせる

児童手当等一覧

手 当 名	要 件	支 給 金 額
児童手当	小学校修了前の児童を養育している方 (所得制限あり) 注釈：3歳未満の乳幼児に対する児童手当額は 出生順位にかかわらず一律月 10,000 円 となっております。	第 1 子 月額 5,000 円 第 2 子 月額 5,000 円 (要件欄に注釈あり) 第 3 子以降 月額 10,000 円 支給月 2月・6月・10月
児童育成手当	18 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日まで の児童で、次のいずれかに該当する児童 (所得制限あり) ① 父又は母が死亡した児童 ② 父母が離婚した児童 ③ 父又は母が重度の障がいをもつ児童 ④ 父又は母が生死不明である児童 ⑤ 父又は母に 1 年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されてい る児童 ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童	月額 13,500 円 支給月 2月・6月・10月
児童育成手当 (障害手当)	20 歳未満で心身に障がいがあり、その程度が 次のいずれかに該当する児童 (所得制限あり) ① 愛の手帳 1～3 度程度 ② 身体障害者手帳 1・2 級程度 ③ 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症	月額 15,500 円 支給月 2月・6月・10月
児童扶養手当	18 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日まで の児童で (20 歳未満で中度以上の障がいをもつ 児童を含む) 次のいずれかに該当する児童 ① 父が死亡した児童 ② 父母が離婚した児童 ③ 父が重度の障がいをもつ児童 ④ 父が生死不明である児童 ⑤ 父に 1 年以上遺棄されている児童 ⑥ 父が法令により 1 年以上拘禁されている児童 ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童	全部支給 41,720 円 一部支給 41,710～9,850 円 (所得により決定) 2 人目以降は加算 2 人目 5,000 円 3 人目以降 3,000 円 支給月 4月・8月・12月

特別児童扶養手当	20歳未満で次のいずれかの状態にある児童を扶養している養育者（施設入所は除く。また児童が重度の障がいを経由とする公的年金を受けていないこと）（所得制限あり） ① 身体障害者手帳 1・2 級程度及び愛の手帳 1・2 度程度（重度障害） ② 身体障害者手帳 3 級程度及び愛の手帳 3 度程度（中度障害） ③ 上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障がいのある方（指定の診断書の提出が必要です）	重度障害 月額 50,750 円 中度障害 月額 33,800 円 支給月 4 月・8 月・11 月
----------	--	---

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2313・2314

乳幼児(マル乳)医療費助成制度

就学前の乳幼児が病気などで病院等にかかったとき、医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。対象は、狛江市に住居登録があり、健康保険に加入している方になります。

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2313

義務教育就学児(マル子)医療費助成制度

義務教育就学児が病気などで病院等にかかったとき、医療費のうち保険診療の自己負担分の 3 分の 1 を助成します。対象は、狛江市に住居登録があり、健康保険に加入している方になります。

（※所得制限あり）

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2313

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭等にかかる医療費を助成します。対象は健康保険に加入している 18 歳になった年度の 3 月 31 日までの児童（一定の障害がある場合は 20 歳未満）とその児童を養育しているひとり親家庭の母又は父です。（所得制限があります。）医療を受ける際に、健康保険証と医療証を提出していただくことにより、一部負担金の支払のみで受診できます。

健康保険証と印鑑、児童扶養手当証書又は戸籍謄本、身体障害者手帳・愛の手帳（該当者のみ）及び所得証明書（転入者のみ）、養育費等に関する申告書（児童扶養手当を受給されている方は必要ありません。）を持参のうえ申請してください。

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2313

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんあるいはお子さんが、一時的な傷病などで日常生活にお困りのとき又はひとり親家庭になった直後で生活が不安定なときに、育児や食事の世話などお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

（派遣対象）

次のいずれかに該当するとき

- 1 ひとり親家庭になってから2年以内の家庭で派遣が必要な場合
- 2 小学校3年生を修了する前の児童がいる家庭で派遣が必要な場合
- 3 親又は中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合
- 4 親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合
- 5 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合
- 6 技能習得のための通学・就職活動、出産、学校の公式行事参加等の場合

（援助内容）

- 1 子どもの世話
- 2 食事の支度
- 3 掃除、整理整頓
- 4 洗濯、被服の補修
- 5 その他必要な用務

（費用）

所得に応じて一部費用が自己負担になります。

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2312

生活資金の貸付

〔母子福祉資金〕

母子家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金の貸し付けを行います。

（貸し付けを受けられる方）

市内に6か月以上住んでいる方で20歳未満の子を扶養している母子家庭の方です。

〔女性福祉資金〕

女性が経済的に自立して、安定した生活を送るために各種資金の貸し付けを行います。

（貸し付けを受けられる方）

配偶者がいない、配偶者がいてもその扶養を受けられない女性で、市内に6か月以上住んでおり、かつ親・子兄弟姉妹など扶養している方です。

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2311

私立幼稚園

狛江市私立幼稚園一覧

(五十音順)

幼稚園名	住所	電話番号	備考
慶岸寺幼稚園	狛江市岩戸北4-15-7	3489-0934	市内に公立の幼稚園はありません。入園等の問い合わせは、各幼稚園に直接お尋ねください。
子鹿幼稚園	狛江市東野川3-17-1	3480-5091	
狛江こだま幼稚園	狛江市中和泉3-14-8	3480-0126	
狛江みずほ幼稚園	狛江市岩戸南4-14-1	3480-8037	

私立幼稚園補助金

私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の負担を軽減するために、3種類（①保護者補助金 ②就園奨励費補助金 ③新入園支度金）の補助金制度があります。

今年度の申請書の受付は次のとおり行います。

〔対象〕 市に住民登録または外国人登録がある満3歳児～5歳児を私立幼稚園等に通園させ、入園料・保育料を納めている保護者

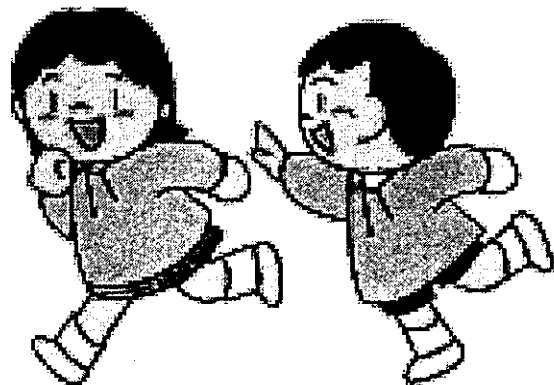
〔保護者補助金〕 今年度の市民税所得割額を基準に、該当する方のみ対象となります。

〔就園奨励費補助金〕 今年度の市民税所得割額を基準に、該当する方のみ対象となります。

〔新入園支度金〕 今年度4月1日以降に入園された方（2万円・1人1回限り）

〔申請方法〕 幼稚園で配布される申請書に必要事項を記入の上、通園する幼稚園に提出してください。（提出時期は毎年6月となります。）

〔問い合わせ〕 子育て支援課 内線 2313、2314



保 育 園

狛江市には、公私立あわせて9か所の認可保育所があります。保護者が働いているなどの理由で家庭で保育することができない就学前の児童をお預かりします。

また、各保育所では育児の悩みや不安ごとの相談にも応じています。

狛江市保育園一覧

	保育園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
公 立	和泉保育園	岩戸北1-1-12	3480-0598	生後57日目～小学校就学前	○
	藤塚保育園	和泉本町4-7-35	3489-2835	満8か月～小学校就学前	○
	駒井保育園	駒井町2-28-6	3480-9361	満8か月～小学校就学前	○
	駄倉保育園	岩戸北3-20-2	3489-5415	生後57日目～小学校就学前	○
	宮前保育園	中和泉3-12-8	3480-4448	満6か月～小学校就学前	○
	三島保育園	東野川1-32-2	3488-3898	満6か月～小学校就学前	○
私 立	多摩川保育園	西和泉1-5-1	042-483-4667	生後57日目～小学校就学前	○
	狛江保育園	西野川4-12-1	3480-0069	満6か月～小学校就学前	×
	狛江子どもの家	和泉本町1-36-4	3488-1231	生後57日目～3歳児(※)	×

※狛江子どもの家は3歳児クラスまでのため、4歳児クラスからは他の保育園に移っていただきます。

保 育 時 間

保育所は月曜日から土曜日まで開所しています。(日曜日・祝日・年末年始は休所)

各保育所は平常保育時間(8時30分から17時)を越えてお預かりします。各保育所の保育時間は下記のとおりです。

保育園名	時 間			
公立保育園 (6園共通)	7:15~8:30	8:30~17:00	17:00~18:15	18:15~19:15(延長保育)
	満1歳から利用可	○	満1歳から利用可	満1歳3か月から利用可
多摩川保育園	7:00~8:30	8:30~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00(延長保育)
	満8か月から利用可	○	満8か月から利用可	満10か月から利用可
狛江保育園	7:30~8:30	8:30~17:00	17:00~18:30	
	満1歳から利用可	○	満1歳から利用可	
狛江子どもの家	7:15~8:30	8:30~17:00	17:00~18:15	
	満1歳から利用可	○	満1歳から利用可	

☆延長保育を利用する場合は、通常保育料とは別に延長保育料が必要です。

(延長保育料:公立保育園 3,000円/月 多摩川保育園 3,500円/月)

☆公立6園では延長保育のスポット利用も行っています。

(スポット延長保育料:500円/日)

保 育 料

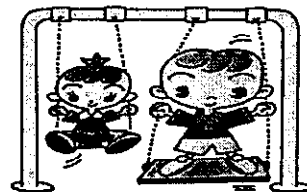
ご家庭の所得の額等に応じて定められています。詳しくは 15・16 ページの『狛江市保育所 児童運営費徴収金基準額表（保育料）』をご覧ください。

保育所入所基準

保育所へ入所できる子どもは、両親いずれも（別居の場合は世話をしている者）が次の基準（１）から（６）のいずれか該当する場合です。

- （１）保護者が仕事をしている場合
- （２）離別、死別、行方不明等の理由により保護者がいない場合
- （３）保護者が出産、病気または心身に障害がある場合
- （４）保護者が常時、親族の看護・介護にあたる場合
- （５）災害の復旧にあたっている場合
- （６）その他の理由（就学・求職等）で保育に欠ける常態にある場合

年度により改正されることがありますので、詳しくは「保育園のしおり」をご覧ください。



保育所の申込手続

保育所に入所させたいと希望される方は、児童青少年課窓口にて用意してあります入所申込書に、必要事項を記入し、添付書類（窓口で申込書をお渡しする際に、ご説明いたします）と一緒に申し込みください。

<新年度>

年度当初（４月１日入所）については、毎年 12 月から 1 月にかけて一斉受付を行います。詳しくは 11 月 1 日号の広報に掲載しますので、ご覧ください。

<年度途中>

毎月 20 日（土日祝日の場合はその前日）に選考会議が開催されますので、その前日までに申込みをしてください。翌月 1 日付けの入所の選考対象となります。

☆ 保育所の各年齢（クラス）の定員を超える場合は選考となります。

☆ 保育所入所についての詳細は、児童青少年課窓口で配布しております「保育園のしおり」をご覧ください。窓口及びお電話でのご相談も随時受け付けております。



〔問い合わせ〕 児童青少年課 内線 2316・2317

狛江市保育所児童運営費徴収金基準額表（保育料）

				単位：円		
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				徴収基準額（月額）		
階層区分		定 義		4歳以上児	3歳児	3歳未満児
一般徴収基準額	A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
	B	A階層及びD階層を除き前年度分の区市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	区市町村民税非課税世帯	0	0	0
	C1		区市町村民税均等割のみの世帯	2,200 (1,100)	2,300 (1,150)	3,200 (1,600)
	C2		区市町村民税所得割10,000円未満の世帯	2,700 (1,350)	2,800 (1,400)	3,900 (1,950)
	C3		区市町村民税所得割10,000円以上の世帯	3,400 (1,700)	3,500 (1,750)	4,700 (2,350)
	D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯で、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税1,500円未満の世帯	5,100 (2,550)	5,200 (2,600)	6,600 (3,300)
	D2		所得税1,500円以上8,000円未満の世帯	6,700 (3,350)	7,100 (3,550)	8,200 (4,100)
	D3		所得税8,000円以上15,000円未満の世帯	8,500 (4,250)	9,100 (4,550)	10,400 (5,200)
	D4		所得税15,000円以上25,000円未満の世帯	11,400 (5,700)	11,600 (5,800)	12,800 (6,400)
	D5		所得税25,000円以上35,000円未満の世帯	12,200 (6,100)	12,800 (6,400)	14,000 (7,000)
	D6		所得税35,000円以上45,000円未満の世帯	14,200 (7,100)	14,400 (7,200)	17,000 (8,500)
	D7		所得税45,000円以上55,000円未満の世帯	15,000 (7,500)	15,600 (7,800)	18,800 (9,400)
	D8		所得税55,000円以上70,000円未満の世帯	15,700 (7,850)	16,400 (8,200)	22,800 (11,400)
	D9		所得税70,000円以上85,000円未満の世帯	16,100 (8,050)	17,400 (8,700)	28,600 (14,300)
	D10		所得税85,000円以上100,000円未満の世帯	16,400 (8,200)	18,400 (9,200)	33,000 (16,500)
	D11		所得税100,000円以上120,000円未満の世帯	16,800 (8,400)	19,400 (9,700)	36,500 (18,250)
	D12		所得税120,000円以上140,000円未満の世帯	17,200 (8,600)	20,300 (10,150)	39,000 (19,500)
	D13		所得税140,000円以上160,000円未満の世帯	17,600 (8,800)	21,100 (10,550)	41,300 (20,650)
	D14		所得税160,000円以上190,000円未満の世帯	18,000 (9,000)	21,700 (10,850)	43,400 (21,700)
	D15		所得税190,000円以上220,000円未満の世帯	18,400 (9,200)	22,300 (11,150)	45,400 (22,700)
	D16		所得税220,000円以上250,000円未満の世帯	18,800 (9,400)	22,900 (11,450)	47,200 (23,600)
	D17	所得税250,000円以上300,000円未満の世帯	19,300 (9,650)	23,500 (11,750)	49,200 (24,600)	
	D18	所得税300,000円以上400,000円未満の世帯	19,800 (9,900)	24,100 (12,050)	50,800 (25,400)	
D19	所得税400,000円以上500,000円未満の世帯	20,300 (10,150)	24,700 (12,350)	52,400 (26,200)		
D20	所得税500,000円以上600,000円未満の世帯	20,800 (10,400)	25,300 (12,650)	54,000 (27,000)		
D21	所得税600,000円以上800,000円未満の世帯	21,300 (10,650)	25,900 (12,950)	55,600 (27,800)		
D22	所得税800,000円以上1,000,000円未満の世帯	21,900 (10,950)	26,600 (13,300)	57,600 (28,800)		
D23	所得税1,000,000円以上の世帯	22,500 (11,250)	27,300 (13,650)	59,600 (29,800)		

※表中の所得税額は、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除を適用する前の税額です。

備考

- 1 C1階層における「均等割」の額とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。
- 2 C2～C3階層における「所得割」の額とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。ただし、この所得割を計算する場合には、外国税額控除（地方税法第314条の7）、配当控除（地方税法附則第5条第3項）の規定は適用しません。
- 3 市町村民税の減免（地方税法第323条）があった場合には、その減免の額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とします。
- 4 D1～D23階層における「所得税」の額とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいいます。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しません。
 - （1）配当控除（所得税法第92条第1項）
 - （2）外国税額控除（所得税法第95条第1項、第2項及び第3項）
 - （3）住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条第1項等）
 - （4）既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の2第1項）したがって、この所得税の額には、分離課税の譲渡所得に課される所得税の額は含まれることになります。
- 5 同一世帯から同時期に2人以上の児童が認可保育所、幼稚園又は認定こども園を利用している場合、その児童の中で年齢が高い順に数えて2番目の児童は保育料を半額〔（ ）内の金額〕に、年齢が高い順に数えて3番目以降の児童は保育料を無料とします。

保育料の支払いについて

- 1 正当な理由なく保育料を滞納した場合は、保育園を通じて請求したり、地方税の例により、滞納処分を行うことがあります。
- 2 保育料の納入が困難な場合は、減免制度があります。また、一括による納入が困難な場合は、分納の相談に応じております。詳しくは児童青少年課までご相談ください。

保育園案内図



認証保育サービス

13時間以上の開所によって、認可保育所と認可外保育施設を併用する「二重保育」の解消につなげるほか、これまでの認可保育所では応えきれなかった保育ニーズを、利用者がそれぞれの生活スタイルに合わせて、身近な地域で選択できることを目指して構想されたのが、認証保育所です。

認証保育所の特色

- ・全施設で0歳児からお預かりします。
- ・全施設で13時間の開所を基本とします。
- ・都が設置を認証し、実施主体である狛江市が指導します。
- ・保育所についての重要事項を随時情報提供します。
- ・情報公開によりニーズにあった保育所が選べます。
- ・料金は上限を決めています。
- ・都独自の基準を設定し、適切な保育水準を確保します。

利用方法

利用者と保育所が直接契約します。

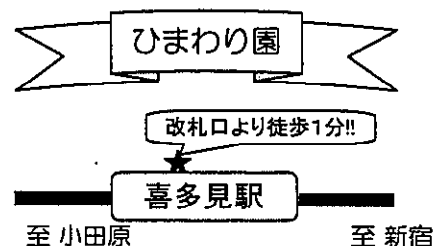
A型認証保育所（駅前基本型）

■ 小田急ムックひまわり園

〔電話〕5438-2666

〔場所〕岩戸北2-20-10 小田急線「喜多見駅」徒歩1分

〔定員〕22名 0歳～1歳 14名
2歳以上 8名

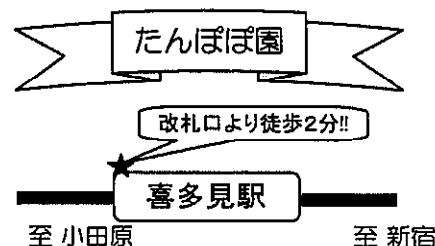


■ 小田急ムックたんぽぽ園

〔電話〕5497-2086

〔場所〕岩戸北2-20-10 小田急線「喜多見駅」徒歩2分

〔定員〕50名 0歳～1歳 20名
2歳以上 30名

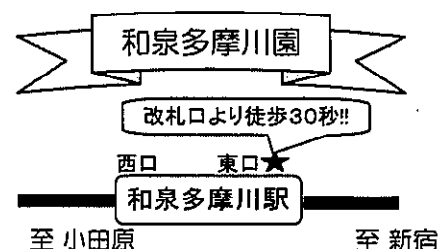


■ 小田急ムック和泉多摩川園

〔電話〕5438-3581

〔場所〕東和泉4-2-3 小田急マルシェ和泉多摩川1
小田急線「和泉多摩川駅」徒歩30秒

〔定員〕30名 0歳～1歳 21名
2歳以上 9名



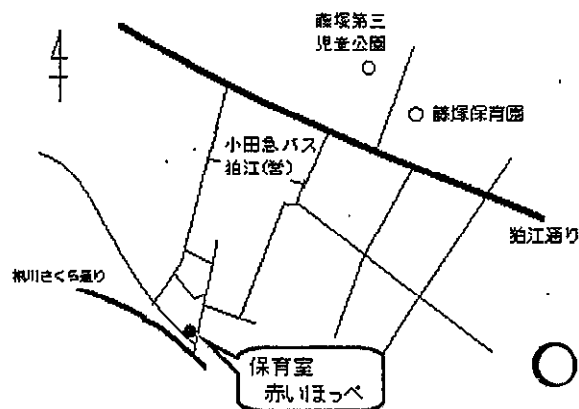
〔問い合わせ〕児童青少年課 内線2316

市内保育室

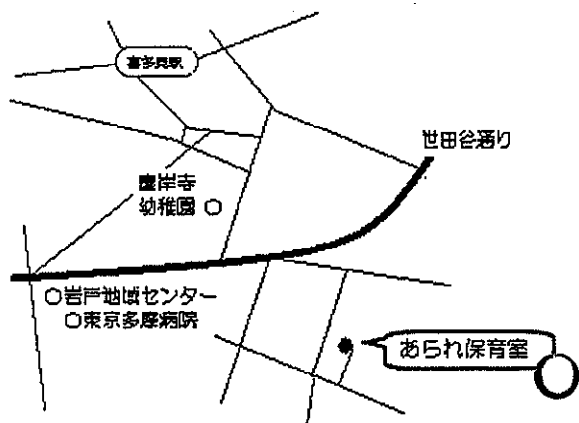
認可外保育室は、一定条件を満たすことで、市が利用契約を結んでいる施設です。家庭的な環境の中で、きめ細かなサービスを提供する民間の福祉施設です。

入所状況、保育料の詳細等については各保育室に問い合わせください。

名 称	保 育 室 赤 い ほ っ ぺ
住 所	中 和 泉 5-24-9
電 話	03-3480-3278
受入年齢	0 歳 ～ 2 歳 児
定 員	10 人
開所時間	月～金 午前7時30分～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後2時30分
利用料	保 育 料 月 額 39,000 円～
	給 食 費 月 額 4,000 円
	雑 費 月 額 3,000 円
	入 園 料 20,000 円



名 称	あ ら れ 保 育 室
住 所	岩 戸 南 3-6-11
電 話	03-3480-7723
受入年齢	0 歳 ～ 2 歳 児
定 員	12 人
開所時間	月～金 午前7時30分～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後2時
利用料	保 育 料 月 額 37,000 円～
	給 食 費 月 額 6,000 円
	雑 費 月 額 5,000 円
	入 園 料 20,000 円



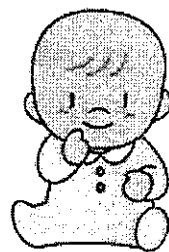
入園料補助

両保育室とも入園料の補助は、1人につき1回とし、金額は20,000円を支給しています。

保育料差額補助

両保育室を利用している保護者の方に、保育料の一部を補助します。対象者は、市内に住所を有し、保育に欠けている児童の保護者で、該当月の保育料を保育室に納入している方です。

補助額は、各施設の基本保育料、給食費、雑費を合算した額と認可保育園の保育料の差額（月額20,000円を上限とする）です。



〔問い合わせ〕児童青少年課 内線 2317

民間の保育サービスの紹介

多様な保育形態にて乳幼児の保育を行う民間の保育サービスがあります。

これらは市の契約、指定事業所ではありませんが、情報として掲載しています。サービスを利用される場合は、必ず事前に各施設に直接問い合わせをしてください。

施設名	サービス内容	住所	電話	備考
キッズワールド	託児のみ (保育園からの送迎なし)	東和泉 1-18-6	3488-1651	詳細はご連絡ください。
ちびっこランド 狛江園	託児 ※送迎なし (6ヵ月～6歳まで)	和泉本町 1-12-1 豊栄ビル201	3430-6654	午前7時30分～午後7時 日・祝日休み (臨時休園あり)
キッズサポート	託児 ※保育園・幼稚園への 引取りあり (年齢制限なし)	中和泉 3-13-14	3430-3992	園への引取りから親の迎 え時までをサポート (軽食です) 土・日・祝日休み
小田急ケアサービス (喜多見)	ヘルパー派遣	岩戸北 2-20-10	5438-2666	詳細はご連絡ください。
(株)かたばみ (西東京支援センター)	ベビーシッター派遣 のみ	府中市府中町 1-12-7 セナビル2F	042-364-5359	詳細はご連絡ください。
ケアサポートモア	ひとり親のヘルプ サービス ヘルパー派遣 介護派遣	東和泉 1-20-3	5438-7270	詳細はご連絡ください。
(株)さんまーくえいてす マザリングセンター	ベビーシッター派遣 (会員制)	新宿区高田馬場 1-33-15	5272-3245	1名につき3時間から 日・祭日 20%割引増料金 消費税別途 交通費実費 キャンセル当日全額・前日半額
特定非営利法人 アビリティーズ たすけあい 狛江たすけあいワーカーズ なかよし	ヘルパー派遣 (会員制)	和泉本町 1-2-12 セントラルビル2-D	3480-2553	午前9時～午後5時 (時間外は要相談)
(株)日本デイケア センター	ベビーシッター (会員制)	千代田区猿樂町 2-2-3 NSビルF4	3293-1581	詳細はご連絡ください。
(有)ハローあい	ベビーシッター ※小学生位まで (育児・家事など)	元和泉 1-10-4 J・ボ 若草 1A	3488-5558	原則として事前申込み 緊急の場合のみ当日も対応

狛江すこやか病児保育室

保育園に子どもを預けて働く方にとって、お子さんの病気の時が一番困ると思います。かぜや下痢、伝染病の予後など、お子さんは元気でも両親のどちらかが休んで看ることになるからです。〔狛江すこやか病児保育室〕では、これらのお子さんを医師と保育士（看護師）の連携でお預かりをします。

〔場所〕

猪方3-18-10 野沢医院内

■利用のしかた

1 最初に病児保育室に電話して予約をしてください。電話受付は午前8時からです。

2 予約が取れた方は、野沢医院で診察を受けます。

この時、投薬希望の方は申し出てください。調剤投薬します。

3 入室が許可されたら、2階の「病児保育室」へ行きます。

この時、備え付けの「病児保育室入室申込書兼問診票」に漏れなく必要事項を記入し、持参した荷物をスタッフに渡します。

4 お迎えは、閉室の10分前までにお願いします。

5 お帰りの時に利用料金を現金でお支払いください。

■利用できる方

次の3つの条件を満たしている方

1 市内の市立もしくは私立保育園・幼稚園・認可外保育所に通う幼児などです。

2 保育園等が受け入れられない程度の「病後」又は「病児」で医師が病児保育室に入室可能と認めた幼児

3 病児保育室に利用登録している方

■利用登録

利用を希望する方は、事前に年度単位の登録をしてください。（登録は無料）

■開室日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日です。

※お盆など、長期でお休みする場合があります。

■利用時間

午前8時から午後6時まで。ただし、土曜日は午後2時までです。

■利用できる病種

感冒、扁桃腺炎、下痢、感染症予後、手術後の養生、その他で医師が利用可能と判断した病気。

■利用料金

1日 2,000円

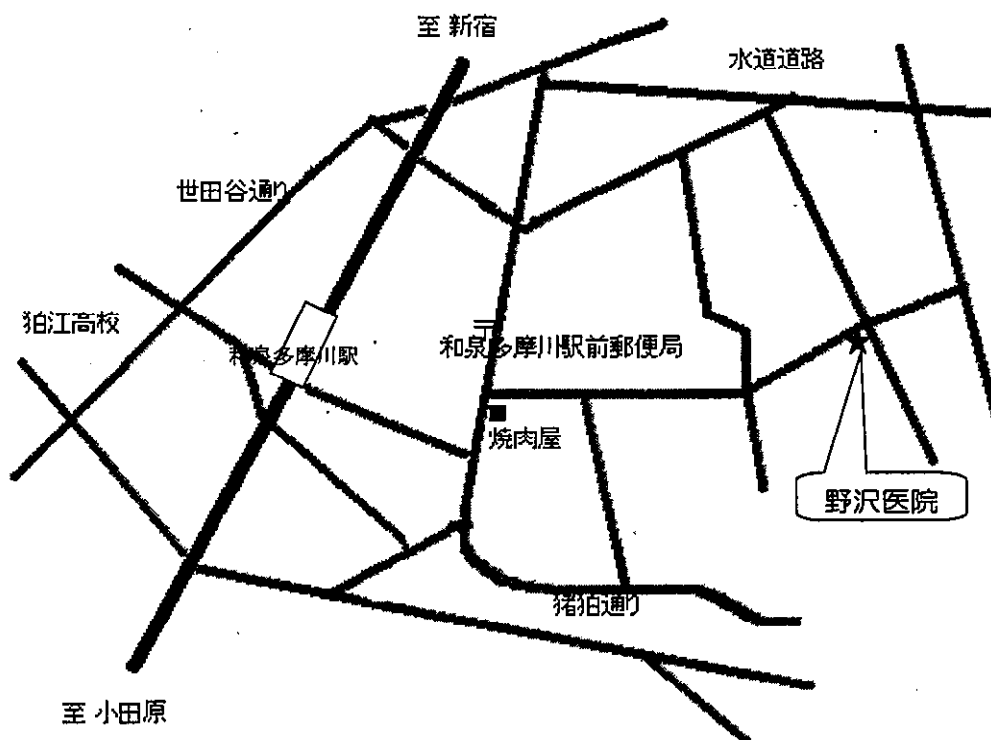
■持参するもの

昼食、おやつ（病気のことを考えて作ってください）、着替え（パジャマ、下着、オムツ、オムツカバー等）、午睡用バスタオル、シーツ等、タオル、手拭、ビニール袋（汚物入れ2～3枚）、ミルク、哺乳びん（必要な幼児のみ）、薬（1回毎、服用を明示して）、その他。

■保育室の一日のめやす

午前 8 時	予約受付け	正 午 午後 3 時	午 睡 おやつ 検温 自由遊び
	来院、診察 入室、検温 自由遊び		
午前 10 時	おやつ	午後 5 時	お迎え
午前 11 時	昼食、投薬 検温	午後 6 時	閉室

■案 内 図



〔問い合わせ〕 粕江すこやか病児保育室（野沢医院内）

【住所】 粕江市猪方3-18-10

【電話】 3489-2557

【携帯】 090-8307-3635

※携帯番号は固定電話番号につながらない
場合のみご利用ください。

一時保育

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお預かりをします。

〔利用できる方〕

- ・ 保護者の方が短時間で断続的な勤務、職業訓練、就学等により児童を保育することができないとき。
- ・ 保護者の方が病気や出産のため入院するとき。
- ・ 保護者の方が親族（3親等以内）を看護又は介護するとき。
- ・ 保護者の方が死亡又は行方不明となったとき。
- ・ 事故や災害に遭ったとき。
- ・ 保護者の方が冠婚葬祭等に出席するとき。
- ・ 保護者の方の育児負担解消を図る必要性が認められるとき。

家庭福祉員宅

〔対象〕 市内に住む生後57日から3歳未満の健康で集団保育が可能な乳幼児

〔保育期間等〕

- ① 保育日数 7日以内
- ② 保育実施日 日曜日・祝日・年末年始を除く毎日
- ③ 保育時間 午前7時30分～午後6時の間の8時間

〔実施施設〕 市内家庭福祉員宅

〔費用〕 1日1人 1,500円

（減免措置がありますので、詳細については問い合わせください）

〔問い合わせ・申し込み〕

狛江市子ども家庭支援センター 月～土曜日 午前9時～午後6時

電話 5438-6606 FAX 3489-5182

〔市役所問い合わせ先〕 子育て支援課 内線2312

狛江保育園

〔対象〕 集団保育が可能な満2歳から就学前の幼児

※障がい児、アレルギー児は要相談。薬のお預かりはできません。

〔保育時間等〕

- ① 保育実施日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く毎日
- ② 保育時間 原則として午前9時～午後5時まで
- ③ 定員 1日6名

〔実施施設〕 私立狛江保育園 狛江市西野川4-12-1

〔費用〕 4時間未満 1,500円 4時間以上 3,000円

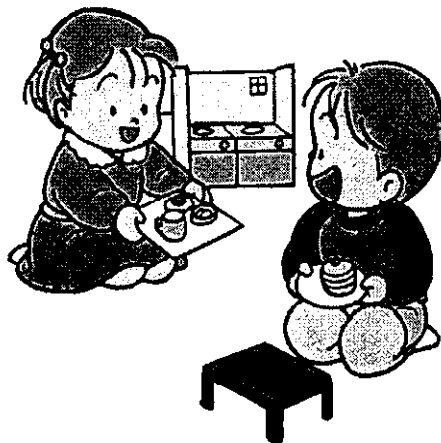
給食代 300円 おやつ代 100円

〔利用方法〕 事前に保育園にて利用登録が必要です。
利用登録完了後、利用日の予約をしてください。

〔問い合わせ・申し込み〕

狛江保育園 電話 3480-0069

〔市役所問い合わせ先〕 児童青少年課 内線2317



家庭福祉員（保育ママ）

保育ママは、保育の経験や保育士等の資格があり、家庭の協力によって家庭的雰囲気の中で、親しみ深い愛情で子どもに接し、心身ともに健やかに育つよう努めています。

〔受け入れ児童〕

市民であり、保育園の入所申込みをしたが、入所承諾が得られず、入所待機していること。

- ・ 保育ママへの委託開始日現在、3歳未満の健康な乳幼児
- ・ 保育ママと3親等以内の親族でない児童

〔保育日〕

日曜日・祝日・年末年始を除く毎日

〔保育時間〕

原則として8時間以内（午前7時30分から午後6時までの間）

〔保育料〕

月額40,000円 雑費（冷暖房費含む）月額2,000円

※月の途中で保育を開始し、又は保育を中止した場合は、在籍日数が11日以上の場合は1ヶ月分の額。10日未満の場合は日額1,680円（冷暖房費を含む）

〔その他費用〕

保育料の他に次の経費が必要となりますので、保育ママに確認してください。

- （1）超過利用料 1時間につき590円
- （2）食事は、原則として保護者が用意することになりますが、保育ママが用意する場合は1食あたり300円

〔入所手続き〕

- （1）保育ママに直接連絡し、面接の予約をとってください。
- （2）お子さんと一緒に保育ママとの面接を受けてください。
 - ・ 保育日・保育時間
 - ・ 保育料・その他費用の額及び支払日
 - ・ 病気・事故の際の対応
 - ・ その他（食事の用意・寝具・衣類・玩具の持参など）受け入れ定員や、年齢など要件がかなっていても預かることができない場合もあります。

〔保育料差額補助〕

家庭福祉員を利用している保護者の方に、保育料の一部を補助します。

対象者は、市内に住所を有し、保育に欠けている児童の保護者で、該当月の保育料を家庭福祉員に納入している方です。

補助額は、各施設の基本保育料、給食費、雑費を合算した額と認可保育園の保育料の差額（月額20,000円を上限とする）です。

■狛江市家庭福祉員

▽東和泉1-26-19

柳沢 芳子さん 電話3489-6168

子どもショートステイ

児童を育てている家庭の保護者が、疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が指定する児童福祉施設で短期的に養育することにより、地域の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

〔対象〕

市内に居住する2歳から12歳の児童を養育する方（ただし、市長が特に必要があると認める方はこの限りではありません。）

〔内容〕

児童の宿泊を伴う養育又は準ずる養育を行います。

〔利用できる方〕

- ・病気や出産のため入院するとき。
- ・家族の病気等で介護を行うとき。
- ・学校等の行事又は冠婚葬祭に出席するとき。
- ・仕事で出張するとき。
- ・事故や災害に遭ったとき。
- ・その他、市長が特に必要と認めたとき。



〔定員及び期間〕

- ・1日2人
- ・1回につき7日間を限度とします。（ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた時は、30日を限度として期間延長することができます。）

〔利用料〕

- ・1日あたり2,000円
- ・住民税非課税世帯は1,000円
- ・生活保護世帯は利用料が免除となります。（食事代等は実費となります。）

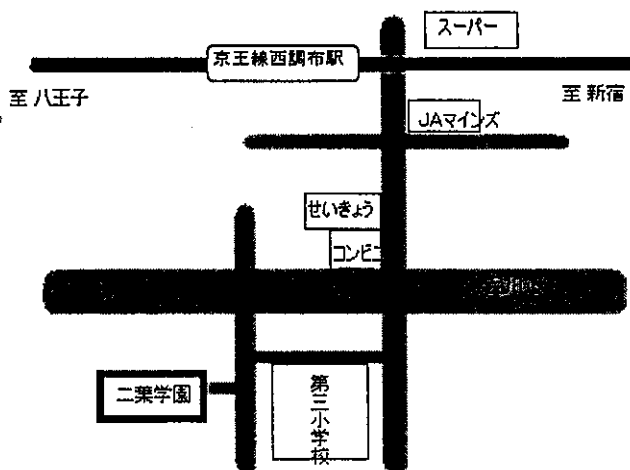
〔実施施設〕

児童養護施設 二葉学園
調布市上石原2-17-7
電話042-482-2578

〔問い合わせ・申し込み〕

狛江市子ども家庭支援センター
電話 5438-6606
FAX 3489-5182

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線2312



★駅から歩いて7分くらいです。

育児支援ヘルパー派遣事業

出産前後、体調不良のため育児や家事が困難で、代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し家事や育児の援助等を行うことによって、お母さんの精神的・肉体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援するものです。

利用対象者

狛江市在住で、出産予定日の1ヶ月前及び出産後又は退院後3ヶ月以内の、昼間、家事や育児などを手伝ってくれる人のいない家庭

利用期間

原則として出産予定日の1ヶ月前から出産日又は母親及び出生した乳児の退院日から3ヶ月以内の間で15日間

（ただし、多胎の場合は、出産日から1年以内の間で、この15日間とは別に15日間）

日曜日・祝日・年末年始はこの制度は利用できません。

利用時間

午前8時30分から午後6時までの間の4時間以内

（1日2回に分けての利用も可能ですのでご相談ください）

サービス内容

- ☐ 育児に関すること（授乳、沐浴、オムツ交換、兄弟の育児に関すること）
- ☐ 家事に関すること（食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など）
- ☐ その他必要な助言・相談（育児の助言・相談など）

費用の負担

生活保護世帯	なし
前年度住民税非課税世帯	1時間あたり 500円
上記以外の世帯	1時間あたり 1,000円

※1回の利用時間に1時間を超えて端数が生じた場合、30分未満の場合は切り捨てとし、30分を超えるときは1時間とする。

※費用は利用後、市からの請求に基づき納付していただきます。

☆ヘルパーは、市と委託契約したNPO法人から、又は市に登録した一定の資格をもった者又は一定の講習を受けた者が派遣されます。

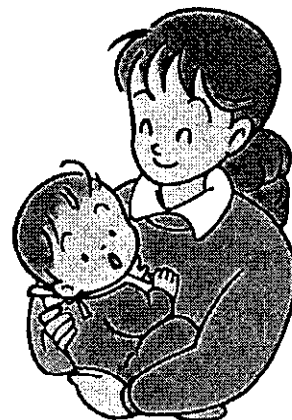
○原則として、利用したい日の1ヶ月前までに、相談・申込みをしてください（急な事態のときも、ご相談ください）。

〔問い合わせ・申し込み〕

狛江市子ども家庭支援センター

電話 5438-6606 FAX 3489-5182

〔問い合わせ〕子育て支援課 内線 2312



学童保育所の施設開放「あそびの広場」

市内2箇所の学童保育所では、平日の午前中、施設を遊び場として乳幼児に開放しています。同時に指導員（保育士等）が、子育て相談も行います。

〔場所〕 東野川学童保育所 （東野川1-6-3）
猪方前原学童保育所 （猪方3-13-1）

〔日時〕 火・水・金曜日 午前10時～正午
（ただし、春・夏・冬休み及び学校休業日を除く）

〔問い合わせ〕 東野川学童保育所 電話3480-8709
猪方前原学童保育所 電話3489-2877



☆ 子どもたちもお母さんも 楽しく 仲間作り ☆

狛江市子ども家庭支援センター

たんぽぽ

たんぽぽは、乳幼児親子が自由に利用し、遊んだり、相談できる施設です。初めての方も大歓迎！0～3歳児向けのおもちゃがたくさんあります。気軽にお越しください！



〔時間〕 午前9時～午後7時

ぱーくルーム…午前9時～午後6時

相談 …午前9時～午後7時（受付は午後6時まで）

〔場所〕 狛江市岩戸南3-15-1

岩戸児童センター2階

〔休業日〕 日曜日・祝日・年末年始

電話5438-6606 FAX3489-5182

<2階子ども家庭支援センターレイアウト>

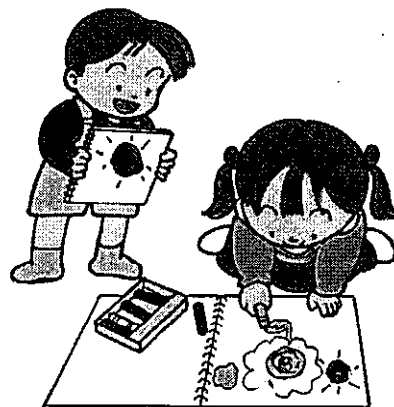
	トイレ	絵本コーナー 赤ちゃんコーナー
階段 入口	ぱーくルーム	
授乳室	ふれあい ルーム	※詳しくは毎月の「たんぽぽ通信」を ご覧ください。
相談室	コーヒー ルーム	

地域組織化

岩戸児童センターの2階にある子ども家庭支援センターでは、その特徴を活かし、子育て中の親子がゆっくりとくつろげる場を提供するだけでなく、様々なイベントも行います。

〔主なイベント〕

- ワハハタイム
- ふれあいタイム
- ファミリーDAY
- ねんね赤ちゃんプレイルーム
- ワクワクwork
- 誕生会
- 各種プレイルーム



子育て相談

子育てのことで悩み・不安なこと・
知りたいことなど何でも気軽にお話くだ
さい。

◎専門スタッフや専門相談員が
対応いたします。

〔相談日〕

月～土曜日

〔時間〕

午前9時～午後7時（受付は午後6時まで）

〔相談専用ダイヤル〕

電話 03-5438-6605

E-Mail tanpopo-kosodate@etude.ocn.ne.jp

ふれあいルーム

持参された飲み物、お弁当などを
食べることができます。

コーヒーやクッキーも置いてありま
す。（有料）

子育てゼミナール

専門家の講師を囲んで、明日の子育
てへのエネルギーをもてるような講
演や話し合いを企画しています。

子育てインフォメーション

ふれあいルーム内に、センターからは
もちろん、行政や民間からの子育てに関
する情報を掲示しています。

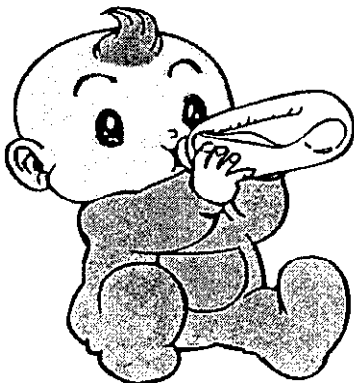
※利用者同士の伝言板もご利用ください。

☆たんぽぽ相談

ぱーくルームでは、お子さんを遊
ばせながら相談をお受けします。

☆ひまわり相談

相談室で個別に相談をお受けしま
す。また、電話や電子メールでも
相談をお受けします。



子育てサポート

保護者の方が、事情でお子さんの保護
育成ができないときなど、一時保育、
ショートステイ、育児支援ヘルパー等
の子ども家庭在宅サービスを紹介しま
すので、お問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター ～市民協働で子育て支援～

地域で育児の援助を受けたい方（利用会員）と協力したい方（サポート会員）が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポート・センター事業を行っています。

援助活動内容

- ① 保育施設までの送迎を行うこと。
- ② 保育施設の保育開始前や終了後、子どもを預かること。
- ③ 学童保育終了後や学校の放課後に子どもを預かること。
- ④ 子どもが軽度の病気の場合等に臨時的に終日子どもを預かること。
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- ⑥ 買い物等の外出の際、子どもを預かることなど。

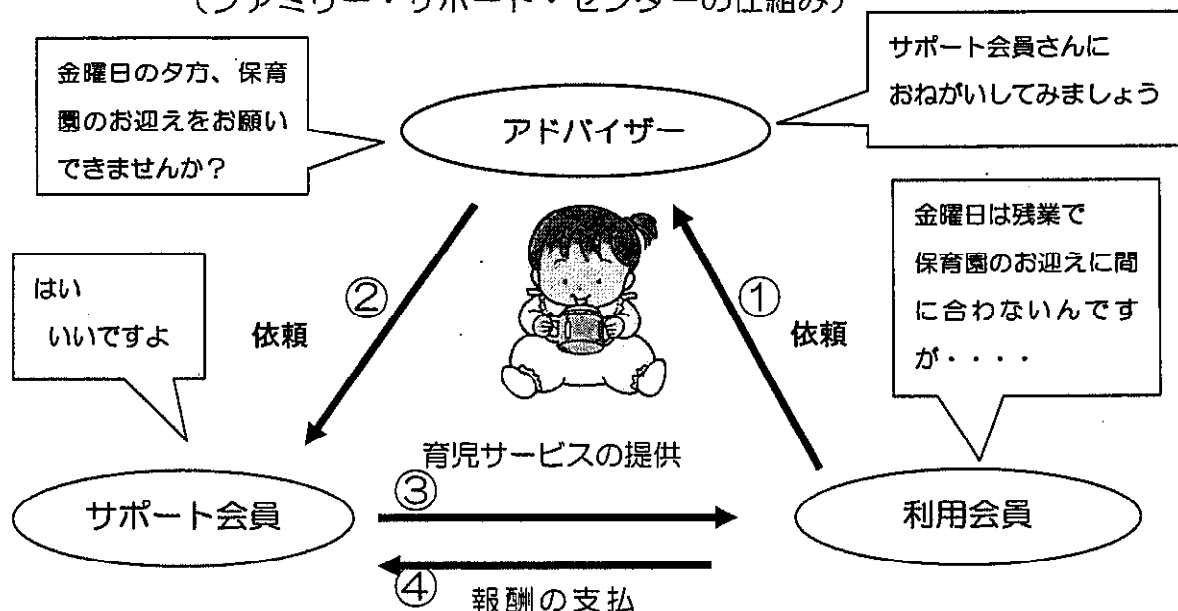
会員の登録

会員になるためには説明会（サポート・利用会員とも）や講習会（サポート会員のみ）の受講が必要になります。会員登録を希望される方またはこの事業に興味をお持ちの方は、センターまでご連絡またはお訪ねください。説明会の案内を差し上げます。サポート会員は、18歳以上の方、利用会員は生後57日から小学校在学のお子さんがいらっしゃる市内在住・在勤、または市内の保育施設（保育園など）を継続的に利用している方が対象になります。

報酬

援助活動は、有償のボランティア活動になります。利用会員は、時間に応じてサポート会員に報酬を現金で直接お支払いいただくことになります。基本的には、午前7時から午後7時までが、児童一人1時間当たり700円、それ以外の時間や土・日曜日、年末年始、祝日は800円となります。

（ファミリー・サポート・センターの仕組み）



※この事業は、市から社会福祉法人雲柱社に委託して実施しています。

〔問い合わせ〕 狛江市ファミリー・サポートセンター（和泉児童館内）

電話 3480-1587 FAX 3480-1732

岩戸児童センター

〔場所〕 狛江市岩戸南3-15-1

電話 3489-5414

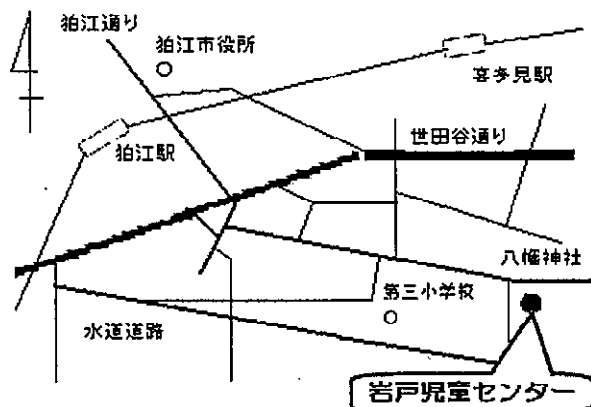
利用できる方は、狛江市内に居住する
18歳未満の児童・生徒とその保護者の方です。
ただし、幼児については、必ず保護者の方が
同伴してください。

〔開館日・時間〕

月曜日～土曜日の午前9時～午後7時

〔休館日〕

日曜日・祝日・年末年始



〔主な事業〕

■子育てひろば

併設の子ども家庭支援センターと協力して、乳幼児親子を対象としたプレイルームや年齢別の親子講座、お子さんの身長・体重を測る『すくすく測定』、栄養講座等を行います。子育てに関する相談にも職員や相談員が随時受け付けています。詳細はお問い合わせ下さい。

■ロッキークラブ活動

事前登録制で小学生、中学生を対象としたスポーツやレクリエーション、工作等を行い体力増進や情操の涵養、子ども達の相互交流を図るクラブ活動を行っています。

■小学生プログラム

遊戯室（体育館）ではドッジボールやタスク、キックベース、鬼ごっこや伝承遊びなどを指導員と一緒に楽しんでいます。また、音楽活動、シアタートレイン（おはなし会・ビデオ上映）、折り紙タイムなど、スポーツだけではなくバラエティー豊かな活動を行っています。

■中高生プログラム

毎日、午後6時から7時を中高生タイムとして、主に遊戯室でスポーツ活動を行っています。また、中高生のクラブ活動（組織活動）も企画し、その中から自分たちがやりたいことを決めて取り組む中高生のためのクラブもあり、「音魂」と称して中高生のバンド活動もあります。

日曜日遊戯室開

日曜日の午前9時から午後5時まで、児童センター遊戯室（体育館）を一般に開放しています。バドミントンや卓球、バスケットボールなどが出来ます。

※ 詳細については、直接児童センターへ問い合わせください。

和泉児童館

〔場所〕 狛江市中和泉3-12-6

電話3480-1441

利用できる方は、狛江市内に居住する
18歳未満の児童・生徒とその保護者の方です。
ただし、幼児については、必ず保護者の方が同伴
してください。

〔開館日・時間〕

月曜日～土曜日の午前9時～午後7時

〔休館日〕

日曜日・祝日・年末年始

〔主な事業〕

■子育てひろば

ひまわりルーム（幼児専用室）で、相談員がお子さんを遊ばせながら、子育てに関する相談を受けています。

〔日時〕 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までです。

■いずみ子育てくらぶ

0～3歳の乳幼児を対象に、保護者と一緒に、遊戯や体操、いろいろなものを作って、楽しいひとときを過ごします。また、リトミック、季節行事を通じて交流を図ります。詳細はお問合せ下さい。

■小学生プログラム

スポーツタイム、アニメ会、低学年タイム、折り紙タイム、スポーツ大会など様々な活動をしています。

■どんぐりクラブ活動

登録制で小学生を対象にスポーツやレクリエーションを通し、子ども同士がより深い関係を持ち、体験と学びの共同体づくりを目指すことを目的とします。

■中高生プログラム

毎日、午後6時から7時を中高生タイムとして、スポーツやレクリエーションを通し、主体的に仲間づくりのできる活動を行います。



より豊かに過ごせるように子育てと仕事の両立を支援します

狛江市の放課後児童健全育成事業は、「学童保育所」「小学生クラブ」「放課後クラブ」の3種類（総称「学童クラブ」）があります。

学童クラブの主な特徴

名 称	学童保育所（入所）	小学生クラブ（入会）	放課後クラブ（登録）
対 象	3年生までの小学生	全小学生 ※1年生～6年生の児童が対象ですが、1年生～3年生が優先となります。	3年生までの小学生 ※一小、緑野小それぞれの在籍児童又は学区域に在住する児童が対象です。
実施日	日曜日・休日・年末年始を除く毎日		
実施時間	〔平日〕 放課後～午後5時 （延長保育6時15分まで） 〔土曜日〕 午前8時30分～午後5時 〔学校休業日〕 午前8時30分～午後5時 〔延長保育6時15分まで〕 ※土曜日は延長なし	〔平日〕 放課後～午後7時 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時30分～午後7時	〔平日〕 放課後～午後6時 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時30分～午後6時
保護者負担	育成料（間食費分を含む） 月4,000円	育成料（間食費分を含む） 月5,000円	間食費 1日120円
運 営	公設公営	公設民営	公設公営
指導員	市職員及び市嘱託職員	委託先職員	市嘱託職員

注）育成料・間食費は、減免措置があります。児童青少年課までご相談ください。

学童クラブの目的

学童クラブは、保護者の方が働いていたり、病気などで、放課後等に家庭で保護育成にあたることのできない世帯のお子さんを対象に、各学童クラブの特徴を活かしながら、子どもたちのあそびや安全管理・生活指導や余暇指導を行い、異年齢の子どもたちとも交流すること等で子どもたちの健全育成を図ることを目的として実施しています。

申し込みに必要なもの

- (1) 放課後児童健全育成事業入所（入会・登録）申請書
 - (2) 児童台帳
 - (3) 保護者が家庭で適切な監護をすることができない状況を証明する書類
 - ア 仕事をされている方・・・勤務証明書
 - イ 病気や障がいのある方・・・診断書、障害者手帳の写し等
 - ウ 介護にあたっている方・・・介護を必要とする方の状態を証明する書類
 - エ 就学している方・・・在学証明書等
 - オ 出産予定の方・・・母子手帳の写し
 - カ 求職中の方・・・特になし
- ※求職中の方は、2か月を限度とし、その間に仕事が決まらなければ退所（退会・辞退）していただきます。

入所（入会・登録）後のお願い

入所（入会・登録）後、保護者や児童に以下の変化が生じたときは、すみやかに児童福祉課に届け出てください。

- (1) 学童クラブをやめるとき
- (2) 市外へ転出するとき
- (3) 児童の病気や怪我等で15日以上欠席すると見込まれるとき
- (4) 保護者が仕事を辞めたり変わったりしたとき
- (5) 市内転居・転校・氏名変更・その他家族状況に変化があったとき

学童保育所

施設名	所在地	定員	電話
上和泉学童保育所	和泉本町4-7-5 1上和泉地域センター内	50人	3489-7530
猪方学童保育所	猪方1-1 1-2 第三小学校校庭となり	50人	3480-9362
松原学童保育所	和泉本町1-1 4-3	50人	3489-9380
根川学童保育所	中和泉4-1 6-3 根川地区センター2階	50人	3488-7588
東野川学童保育所	東野川1-6-3	50人	3480-8709
猪方前原学童保育所	猪方3-1 3-1	50人	3489-2877

1. 対象

狛江市内に居住し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない小学校1～3年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後5時まで

(延長は午後6時15分まで)

土曜日：午前8時30分～午後5時まで

(延長なし)

学校休業日：午前8時30分～午後5時まで

(延長は午後6時15分まで。土曜日を除く)

4. おやつ提供

あり(手作りおやつの日もあり)

5. 主な行事(予定)

入所歓迎会、誕生日会、昼食作り、合同親子運動会、親子行事、文集作り、卒所式等

6. 主な活動場所

各学童保育所内及びその園庭

7. 指導等

余暇指導、生活指導、安全指導

8. 出欠の確認・把握

あり

小学生クラブ

施設名	所在地	定員	電話
岩戸小学生クラブ	岩戸南3-1 5-1 岩戸児童センター内	概ね20人	3489-5414
和泉小学生クラブ	中和泉3-1 2-6 和泉児童館内	概ね50人	3480-1441

1. 対象

粕江市内に居住し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない小学校1～6年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後7時まで

土曜日：午前8時30分～午後7時まで

学校休業日：午前8時30分～午後7時まで

4. おやつを提供

あり（子どもたちが手作りする日もあり）

5. 主な行事等（予定）

入会歓迎会、誕生日会、親子ごはん会、デイキャンプ 等

（その他、児童センター・児童館の様々な行事に参加が可能）

6. 主な活動場所

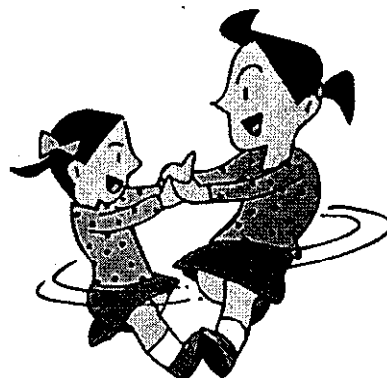
育成室（小学生クラブ室）、児童館諸室及び館庭

7. 指導等

余暇指導、生活指導、安全指導

8. 出欠の確認・把握

あり



放課後クラブ

施設名	所在地	定員	電話
第一小学校放課後クラブ	和泉本町1-37-1 第一小学校内	概ね20人	3489-2441
緑野小学校放課後クラブ	和泉本町4-3-1 緑野小学校内	概ね35人	5497-1140

1. 対象

○第一小学校放課後クラブ

狛江市立第一小学校に在籍又は同小学校学区域内に居住し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない
小学校1～3年生の児童

○緑野小学校放課後クラブ

狛江市立緑野小学校に在籍又は同小学校学区域内に居住し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない
小学校1～3年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後6時まで

土曜日：午前8時30分～午後6時まで

学校休業日：午前8時30分～午後6時まで

4. おやつ提供

あり（季節に応じたおやつやお誕生日ケーキ等）

5. 主な行事等（予定）

入会式、誕生日会、工作、人形劇 等

6. 主な活動場所

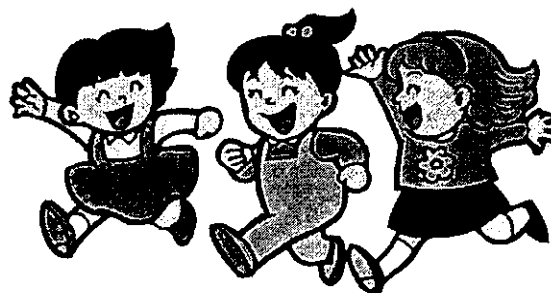
フリースレイルーム（一小）、特別活動室（緑野小）、校庭又は体育館（雨天時）

7. 指導等

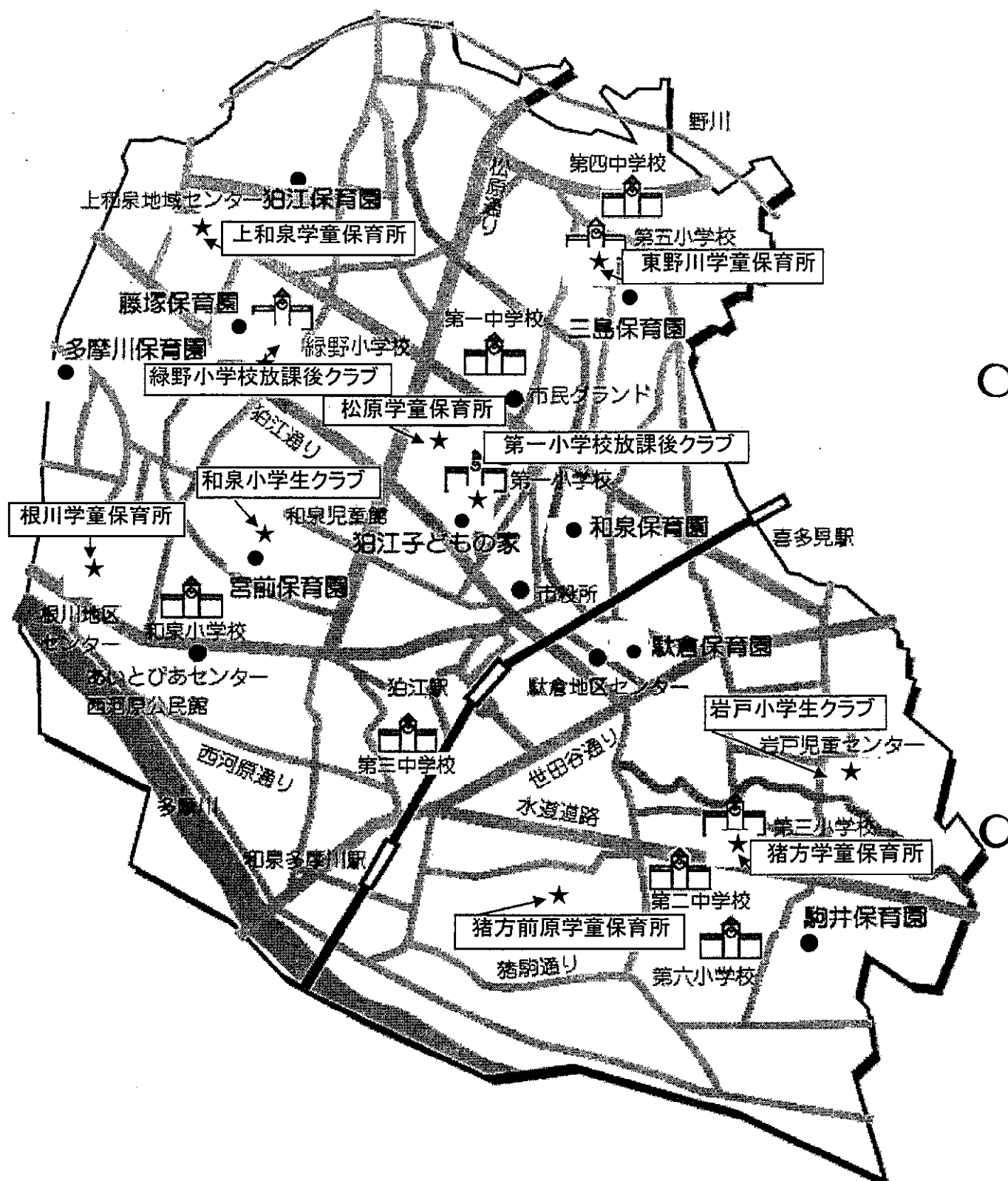
余暇指導、生活指導、安全指導

8. 出欠の確認・把握

あり



学童クラブ案内図



子どもフリースレイ・新子どもフリースレイ

小学校の校庭、体育館及びフリースレイルームを利用して児童の遊び場を確保し、家庭に一旦帰宅することなくそのまま遊びに参加できます。

遊びを通して、上級生と下級生との交流を促進することにより、創造性、自主性、社会性を養い、健全な育成を図ります。

〔対象〕

狛江第一小学校（新子どもフリースレイ）、狛江第五小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、緑野小学校（新子どもフリースレイ）に在籍する児童及びその学区域に在住する児童。（登録制）

〔実施場所〕

新子どもフリースレイ・・・狛江第一小学校、緑野小学校

子どもフリースレイ・・・狛江第五小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、

〔開放施設〕校庭・体育館・フリースレイルーム

〔実施日時〕

原則として通常授業のある月曜日から金曜日までの日で授業終了から午後5時まで。また冬季は午後4時30分まで。

〔問い合わせ〕児童青少年課 内線 2318・2319

地域交流（遊び場開放）

小学校の校庭及び体育館を児童等に地域交流（遊び場）として開放し、子どもたちの創造性・社会性を養い、心身の健全な育成を図ります。

〔対象〕

原則として小学校学区域児童

〔内容〕

小学校の校庭（雨天などの場合は体育館）を、平日の放課後及び第2・4土曜日等に遊び場として開放しています。（開放曜日・時間は各校により異なります）

※年に数回イベント（焼きいも・餅つき等）も行っています。

〔問い合わせ〕社会教育課 内線 2371・2372

心身に障がいのある児童・生徒の地域活動促進事業

土曜日等を実施される学習・文化活動、スポーツ活動などを通じて、市内の心身に障がいのある児童・生徒等の地域活動への参加・充実促進を図ります。

2団体に委託し、土曜日等に活動を行っています。

遊びの会

〔開催日〕

年20回程度

〔対象〕

児童及び生徒

〔内容〕

主に第2土曜日は障がいのある児童のみで体操やゲーム・工作など、第4土曜日は通常の学級に通う児童と合同でさまざまな催しを行っています。

〔会場〕

主に粕江第一小学校いずみ学級プレイルーム

ふれんずシップ

〔開催日〕

春・夏・冬季休業中を除く年6回程度

〔対象〕

都立府中朝日養護学校在籍者

〔内容〕

市内外においてスポーツ・レクリエーション活動、施設見学などを行っています。

〔会場〕

市内社会教育施設及び都内施設等

〔問い合わせ〕 社会教育課 内線2371・2372

あいとぴあ子ども発達教室 “ばる”

成長がゆっくりであったり、アンバランスであったりする子どもたちに楽しい遊びの場を提供しています。子どもたちが安心して自分を出し、遊んでいる中で力をつけていけるようにと考えています。

お父さんやお母さんにも参加していただき、子どもたちとのふれあいを通してお子さんをよりよく知り、これからの成長のためになにをしていったらよいかを共に考えます。また、日頃、育児に奮闘しているお母さんにとって、“ばる”が、ほっとできる場になることも大切な目的です。

グループ指導を基本に、個別指導の経験も重ねていくことで、子どもたちが大人になった時に、豊かなこころを持って暮らしていけるための基礎をつくることを目指します。

利用にあたり児童デイサービスの利用申請が必要です（1回の利用につき利用料の負担があります）。

〔対象〕 心身の発達に遅れがあったりアンバランスであったりする学齢前児童

〔内容〕

グループ・・・	月・水・木	午前(10:00～12:30)	0～5歳児グループ（給食あり）
	火	午前(10:00～12:30)	0～3歳児グループ（給食あり）
	火	午後(14:30～16:00)	4，5歳児グループ
	水	午後(14:30～16:00)	4，5歳児グループ
自由遊び、集団遊び、テーマ遊び、音楽あそび			
	金	午前(9:30～11:00)	水泳指導（2グループ）

個 別・・・・・・心理相談、作業療法、理学療法、言語指導

※給食は実費の負担があります。

〔問い合わせ〕 社会福祉協議会（ばる担当） 電話3488-0294

子どもの発達相談

お子さんの心身の発達や言葉のことで心配なことはありませんか。医師、言語聴覚士、臨床心理士、保育士、ソーシャルワーカーが、市内在住の小学校入学前のお子さんに、子どもの発達相談を行っています。

〔相談員〕 医師、言語聴覚士、臨床心理士、保育士、ソーシャルワーカー

〔開催日〕 原則として毎月2回

（火曜、木曜…今年度は月ごとに実施日が異なりますので、お問い合わせください）

〔開催日〕 火：14:00～16:00、木：13:30～15:30（30分単位で予約を受け付けます。）

〔場 所〕 あいとぴあセンター内早期療育室等

〔問い合わせ〕 社会福祉協議会 3488-0294

児童相談所ってどんなところ？

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置された相談機関です。

18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人、家族、学校の先生、地域の方々などが相談できます。

児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・援助にあたります。

最近、子育ての不安などが嵩じてこどもを虐待するという、痛ましい出来事が相次いで起こっています。

虐待と思われる状況を見聞きしたり感じた時は、児童相談所に連絡をして、未然に防ぎましょう。

〔相談日〕

月～金曜日

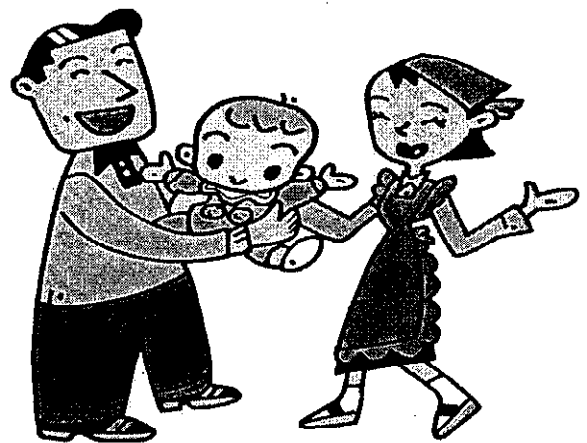
〔時間〕

午前9時～午後5時

※相談を希望される方は、事前に電話で予約をしてください。

▽相談内容は、すべて秘密を守ります。

▽相談は無料です。気軽にご利用ください。



〔問い合わせ〕 東京都世田谷児童相談所
世田谷区桜丘5-28-12
電話 5477-6301
FAX 5477-6300

「地域福祉のアドバイザー」民生・児童委員にご相談を

市では、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生・児童委員が活動をしています。
福祉についての心配や悩みごとがある方はお気軽に相談や連絡をください。

(民生・児童委員の活動についてのQ & A)

Q 民生・児童委員は具体的にどんな活動をしていますか？

A 主な活動は、各担当地域の市民の皆さんの立場に立って相談に応じ、適切な福祉サービスが受けられるように行政機関、施設、団体等に連絡するなど、行政と地域社会をつなぐ役割を持っています。その他、機関紙「民生・児童委員だより」を発行して皆さんに情報を提供し、市や社会福祉協議会の活動に協力して敬老金の配布などの活動を行っています。

Q 自分の悩みや家庭のことを相談しても秘密は守ってもらえるのでしょうか？

A 法律により、民生・児童委員は個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければなりません。安心してご相談ください。

Q 民生委員とは別に児童委員という肩書きの方がいるのでしょうか？

A 児童委員はすべての市町村に置かれており、児童福祉法により委嘱され、すべての民生委員が兼ねています。しかし、主任児童委員は児童福祉に関する事柄を専門に特に地域を定めず活動しています。

Q 次のようなことでも相談できますか？

- ・介護が必要な高齢者を抱えて困っている。
- ・収入も貯金もなく、生活していけない。
- ・子育て問題に悩んでいる。
- ・結婚して夫の扶養に入ったが、健康保険に加入するために生計維持関係を明らかにしたい。

A できます、ご相談ください。

◎お近くの民生・児童委員に相談してください。

「粕江市民生委員児童委員協議会の活動について」

民生・児童委員は、特別職の地方公務員に該当しますが、民生委員の基本精神である隣人愛にもとづき、地域福祉の向上のために民間奉仕者として活動を行っています。また、市の民生・児童委員は、2地区に分かれて、各々協議会を組織しています。

2つの協議会が合同で、生活、児童、障害者、高齢者の各福祉部会と、子育て支援部会及び主任児童委員部会の6部会を設置し、行政との連絡や福祉施策の研修等に取り組んでいます。

※悩みごと等をお持ちの方は気軽に相談ください。

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室 内線2273

民生委員児童委員一覧表

平成20年4月1日現在

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
1	鈴木 紀夫	西野川1-15-17	3489-7238	西野川1丁目全域
2	武 藤 孝行	西野川2-8-1	3489-1063	西野川2丁目1～33番
3	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			西野川3丁目全域
4	富 永 登美子	西野川4-1-13	3480-5796	西野川4丁目1～13番、和泉本町4丁目11番25号
5	鈴木 サダエ	西野川4-25-3	3480-0392	西野川2丁目34～41番、西野川4丁目14～42番
6	橋 井 節 子	和泉本町1-6-20	3480-4592	和泉本町1丁目1～9番、35番、37番
7	島 崎 洋 子	和泉本町1-36-3-308	3430-2756	和泉本町1丁目36番(セントラルハイツ)
8	野 田 孝 幸	和泉本町1-24-8	3480-2515	和泉本町1丁目10～34番
9	羽 田 ミサト	和泉本町2-30-8	3480-7260	和泉本町2丁目全域
10	鈴木 茂	和泉本町3-34-11	3480-0886	和泉本町3丁目1～25番
11	松 本 和 美	和泉本町4-5-14	5438-4160	和泉本町3丁目26～39番、4丁目1～6、8番
12	安 武 俊 克	和泉本町4-7-5-204	3489-2179	和泉本町4丁目7番1～11号・4丁目10番
13	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			和泉本町4丁目7番12～19号・51号・4丁目11番
14	町 田 紀美子	和泉本町4-7-41-201	3488-1766	和泉本町4丁目7番20～23号・41～50号
15	鈴木 いつ子	和泉本町4-7-37-505	3480-4369	和泉本町4丁目7番24～28号・36～40号
16	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			和泉本町4丁目7番29～35号・4丁目9番
17	三 角 佐智子	岩戸北1-20-5	3489-4912	岩戸北1丁目全域
18	田 中 麗 子	岩戸北2-9-14	3480-1087	岩戸北2丁目全域
19	曾 我 光 夫	岩戸北4-2-33	3488-1538	岩戸北3丁目1～14番
20	田 中 一 枝	東和泉1-10-9	3480-0864	岩戸北3丁目15～23番、東和泉1丁目1～5番
21	西 山 偕 子	岩戸北4-19-11	3489-1662	岩戸北4丁目全域
22	大 野 和 子	東野川1-24-10	3488-2760	東野川1丁目1～11番、31～36番、4丁目14～16番
23	上 田 育 三	東野川1-20-24	3488-3423	東野川1丁目12～30番
24	矢 野 千重子	東野川3-3-3	3480-5803	東野川2丁目全域、3丁目1～14番
25	稲 田 康 子	東野川3-17-3-110	3480-7815	東野川3丁目15～22番
26	高 木 和 江	東野川4-19-6	3488-1145	東野川4丁目1～13番、17～30番
27	栗 山 勉	東野川2-6-20	3430-5827	主任児童委員
28	菅 井 美恵子	和泉本町2-34-12	5497-0699	主任児童委員
29	梅 澤 英佐子	中和泉1-4-25	3489-3837	中和泉1丁目全域
30	大久保 哲 夫	中和泉2-16-2	3489-1416	中和泉2丁目全域
31	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			中和泉3丁目1～30番
32	高 橋 治 美	中和泉4-18-4	3430-6120	中和泉3丁目31～36番、中和泉4丁目全域
33	荒 井 米 子	中和泉5-1-7	3488-0131	中和泉5丁目1～21番
34	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			中和泉5丁目22～43番
35	中 川 嘉 保	西和泉2-1-301	042-484-4796	西和泉1丁目1～14番、16番
36	奈 良 順 子	西和泉2-6-301	042-488-9570	西和泉1丁目15番、2丁目全域
37	市 川 衛	元和泉1-12-1	3488-4429	元和泉1丁目全域
38	西 山 美和子	元和泉2-25-13	3480-3497	元和泉2丁目全域
39	佐 藤 まり子	元和泉3-14-11	3488-5780	元和泉3丁目全域、東和泉4丁目5～11番
40	絹 山 登美子	東和泉1-4-17	3489-1181	東和泉1丁目6～28番、2丁目1～5番
41	吉 岡 長 利	東和泉2-17-3	3489-7347	東和泉1丁目29～36番、2丁目6～20番
42	土 本 重 美	東和泉3-8-6	3480-2421	東和泉3丁目全域、4丁目1～4番
43	猪 狩 敬 子	猪方1-3-22	3430-6121	猪方1丁目全域
44	栗 原 静 枝	猪方2-13-18	3489-8134	猪方2丁目5～26番
45	大 野 幸 子	猪方3-5-4	3480-8332	猪方2丁目1～4番、3丁目1～13番、17～19番、21～24番
46	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			猪方3丁目14～16番、20、25～41番
47	伊 藤 和 子	猪方4-1-16	3480-0592	猪方4丁目全域
48	山 本 和 子	駒井町2-29-13	3480-6606	駒井町1丁目全域、2丁目1～4番
49	内 山 章 三	駒井町2-15-7	3480-9924	駒井町2丁目5～36番
50	松 坂 肇 作	駒井町3-15-7	3480-8607	駒井町3丁目全域
51	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			岩戸南1丁目全域
52	若 松 博 子	岩戸南2-8-12	3489-7320	岩戸南2丁目1～15番
53	根 石 洋 子	岩戸南3-26-13	3480-8118	岩戸南2丁目16～27番、3丁目13～27番
54	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			岩戸南3丁目1～11番
55	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			岩戸南4丁目全域
56	高 橋 蘭 子	中和泉5-2-34	3489-3731	主任児童委員
57	福祉保健部福祉サービス支援室まで連絡			主任児童委員

市内児童遊園・都市公園

市内には49か所の児童遊園と22か所の公園があります。子どもたちが気軽に行ける、緑豊かな近所の遊び場、それが児童遊園・児童公園です。すべり台や砂場等が用意されています。

児童遊園

※次ページの○印は児童遊園です。

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	覚東児童遊園	西野川1-4-10	26	和泉中央児童遊園	和泉本町1-36-5
2	田中橋児童遊園	元和泉2-15-4	27	小足立児童ランド	東野川2-10-6
3	岩戸児童遊園	岩戸南2-21-13	28	本村児童遊園	西野川4-38-7
4	駒井児童遊園	駒井町2-6-3	29	やまもも児童遊園	中和泉4-3-35
5	松林児童遊園	元和泉3-15-15	30	はなもも児童遊園	岩戸北1-8-1
6	いちょう児童遊園	中和泉3-17-27	31	なしの木児童遊園	駒井町2-24-6
7	けやき児童遊園	岩戸北1-1-7	32	どんぐり児童遊園	東和泉1-7-6
8	しいのき児童遊園	岩戸北3-6-17	33	こでまり児童遊園	岩戸南3-14-29
9	やまぶき児童遊園	岩戸南2-1-7	34	はなみずき児童遊園	岩戸南3-7-5
10	あかしや児童遊園	東野川3-5-4	35	アペリア児童遊園	東野川1-31-5
11	しらかば児童遊園	東野川3-9-5	36	イルカ児童遊園	岩戸南2-3-1
12	あじさい児童遊園	東野川3-3-1	37	うりぼう児童遊園	猪方4-9-16
13	もくせい児童遊園	中和泉5-5-19	38	カッコウ児童遊園	東野川3-6-6
14	みのわだ児童遊園	西野川4-22-10	39	メジロ児童遊園	岩戸南4-3-17
15	こぶし児童遊園	駒井町1-1-6	40	ツグミ児童遊園	東野川2-19-2
16	さわら児童遊園	東和泉1-2-7	41	中和泉児童遊園	中和泉3-11-21
17	つつじ児童遊園	東和泉1-30-3	42	オナガ児童遊園	岩戸南3-13-13
18	まつのき児童遊園	岩戸北1-11-1	43	相の原児童遊園	岩戸南3-9-14
19	さつき児童遊園	東野川1-24-3	44	原児童遊園	和泉本町3-18-10
20	松原児童遊園	中和泉1-18-18	45	平川戸児童遊園	岩戸南4-19-25
21	岩戸第二児童遊園	岩戸南1-2-12	46	和泉多摩川児童遊園	元和泉3-6-11
22	松原第二児童遊園	和泉本町3-1-5	47	茶畑児童遊園	中和泉2-22-21
23	野川児童遊園	東野川3-20-1	48	東野川児童遊園	東野川1-30-16
24	稲荷森児童遊園	岩戸南3-25-7	49	水神下栗林児童遊園	猪方3-27-3
25	岩戸第三児童遊園	岩戸南1-6-1			

都市公園

※次ページの□印は都市公園です。

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	中村児童公園	東野川2-16-10	12	和泉多摩川児童公園	元和泉3-6-11
2	丸山児童公園	和泉本町2-15-3	13	水道橋児童公園	東和泉4-9-1
3	供養塚児童公園	駒井町3-3-1	14	岩戸川緑地公園(緑道)	猪方・岩戸南
4	田中の池児童公園	元和泉2-17-1	15	野川北公園	西野川1-19-10
5	みつおさ児童公園	東野川3-16-4	16	元和泉公園	元和泉2-12-7
6	西河原公園	元和泉2-38-1	17	西河原自然公園	元和泉2-34-20
7	野川緑地公園(緑道)	和泉本町、東・西野川	18	小足立のびのび公園	西野川4-14-1
8	藤塚第一児童公園	和泉本町4-7-14	19	前原公園	西野川3-11-1
9	藤塚第二児童公園	和泉本町4-7-12	20	駒井上村中ひだまり公園	駒井町1-12-1
10	藤塚第三児童公園	和泉本町4-7-25	21	谷戸橋南広場	東野川4-23
11	藤塚第四児童公園	和泉本町4-7-39	22	北久保公園	和泉本町2-23-9

市内児童遊園・都市公園マップ



子育てガイドブック 登録番号(刊行物番号)
平成20年11月 改訂版 H20-26

編集 粕江市児童青少年部子育て支援課
粕江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03(3430)1111(代)

FAX 03(3430)6870

印刷 庁内印刷

GBOOK00397



* GBOOK00397 *

粕江市役所 行政図書